

新宿区居住支援協議会会則 新旧対照表

第 1 条から第 4 条まで 略 (役員) 第 5 条 協議会には次の役員を置く。 (1) 、(2) 略 <u>2 役員は、会員の互選により選任する。</u> 3、4 略 第 6 条から第 8 条まで 略 <u>(謝礼)</u> <u>第 9 条 学識経験者の謝礼は、協議会の開催ごとに支払うものとする。</u> (秘密の保持) <u>第 10 条</u> 会員（第 7 条第 2 項により出席した者を含む。）は、協議会の活動において知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 (会議の公開) <u>第 11 条</u> 会議は公開とする。ただし会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。 (事務局) <u>第 12 条</u> 協議会の事務局は、新宿区都市計画部住宅課に置く。 (雑則) <u>第 13 条</u> この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。	第 1 条から第 4 条まで 略 (役員) 第 5 条 協議会には次の役員を置く。 (1) 、(2) 略 <u>2 会長は、新宿区都市計画部長とし、副会長は新宿区都市計画部住宅課長とする。</u> 3、4 略 第 6 条から第 8 条まで 略 <u>(新設)</u> (秘密の保持) <u>第 9 条</u> 会員（第 8 条第 2 項により出席した者を含む。）は、協議会の活動において知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 (会議の公開) <u>第 10 条</u> 会議は公開とする。ただし会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。 (事務局) <u>第 11 条</u> 協議会の事務局は、新宿区都市計画部住宅課に置く。 (雑則) <u>第 12 条</u> この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
--	---

付 則 この会則は、令和 2 年 2 月 4 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 3 年 2 月 1 0 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 3 年 4 月 2 0 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 6 年 1 月 2 9 日から施行する。 <u>付 則</u> <u>この会則は、令和 6 年 1 2 月 2 4 日から施行する。</u>	付 則 この会則は、令和 2 年 2 月 4 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 3 年 2 月 1 0 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 3 年 4 月 2 0 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 6 年 1 月 2 9 日から施行する。
---	--

改 正 案			現 行		
別表第 1			別表第 1		
<u>学識経験者</u>	<u>居住支援（住宅・福祉）に学識経験を有する者</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	
不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第七ブロック 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部新宿支部 特定非営利活動法人日本地主家主協会 <u>公益財団法人日本賃貸住宅管理協会東京都支部</u>		不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第七ブロック 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部新宿支部 特定非営利活動法人日本地主家主協会 <u>（新設）</u>	
居住支援団体	新宿区民生委員・児童委員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業者協議会 高齢者総合相談センター 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 新宿区障害者団体連絡協議会 ホームネット株式会社 特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン		居住支援団体	新宿区民生委員・児童委員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業者協議会 高齢者総合相談センター 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 新宿区障害者団体連絡協議会 ホームネット株式会社 特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン	
地方公共団体 （新宿区）	地域振興部 福祉部	多文化共生推進課長 地域福祉課長 障害者福祉課長 地域包括ケア推進課長 高齢者支援課長	地方公共団体 （新宿区）	地域振興部 福祉部	多文化共生推進課長 地域福祉課長 障害者福祉課長 地域包括ケア推進課長 高齢者支援課長

		介護保険課長 生活福祉課長 保護担当課長 子ども家庭部 子ども家庭課長 男女共同参画課長 都市計画部 都市計画部長 住宅課長				介護保険課長 生活福祉課長 保護担当課長 子ども家庭部 子ども家庭課長 男女共同参画課長 都市計画部 都市計画部長 住宅課長
--	--	--	--	--	--	--